

平成31年度伝統音楽指導者等研修会実施要項

1. 目的

音楽を担当する指導主事等に対し、実技を中心とした研修をとおして、我が国の伝統音楽について学習指導要領の趣旨を踏まえた必要な技能等を習得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言が、受講者により行われることを目的とする。

また今年度より、これまでの実技をメインとするコースの他に、学習指導要領に基づく理論の授業実践コースを設け、各教員の実態に合わせた研修会を実施する。

2. 主催

文化庁

3. 共催

国立大学法人東京藝術大学等

4. 開催期日

平成31年7月31日（水）・8月1日（木）

5. 日程

○実技コース

	9:30	10:00	11:00		12:30	13:30		15:30	15:50	17:00
第 1 日	受 付	開 会 式	講 話	①：実技研修	昼 食	②：実技研修		休 憩	鑑賞研修	

	9:00	9:20		11:45	12:30	13:30		15:30	15:50	16:30
第 2 日	受 付	③：実技研修			昼 食	実技 研修④	演奏発表 ※1	閉 会 式	協 議 会 ※2	

○授業実践コース

	9:30	10:00	11:00		12:30	13:30		15:30	15:50	17:00
第 1 日	受 付	開 会 式	講 話	①：理論研修	昼 食	②：理論・ 実技研修		休 憩	鑑賞研修	

	9:00	9:20		11:45	12:30	13:30		15:30	15:50	16:30
第 2 日	受 付	③：理論・実技研修			昼 食	実技 研修④	研修発表 ※1	閉 会 式	協 議 会 ※2	

※1 「研修発表」及び「演奏発表」は、会場準備を含む。

※2 「協議会」は、閉会式後に希望者による参加とする。

6. 会 場

国立大学法人東京芸術大学（上野キャンパス）
〒110-8714 東京都台東区上野公園1 2 番8号
TEL：050-5525-2313, 050-5525-2316（演奏企画室）

7. 研修内容

(1) ○実技コース

実技研修①～③（第1日及び第2日）：

「箏（山田流）」、「箏（生田流）」、「尺八（琴古流，都山流）」、「三味線〔長唄三味線〕」，
「邦楽囃子〔大鼓，小鼓，太鼓〕」，「邦楽囃子〔笛（篠笛）〕」，
「伝統的な歌唱〔長唄〕」，「伝統的な歌唱〔謡曲〕（観世流）」，
「伝統的な歌唱〔箏曲〕（山田流）」，「伝統的な歌唱〔箏曲〕（生田流）」
の各コース別に実技研修を行う。

○授業実践コース

学習指導要領に基づく理論研修及び理論・実技研修①～③（第1日及び第2日）：
教科調査官等による学習指導要領に沿った理論研修及び実際の授業に即した実践的
な実技研修（平成31年度（2019年）度は「箏（生田流）」，「伝統的な歌唱〔箏曲〕（山
田流）」）を行う。

(2) 鑑賞研修（第1日）：

実技コース，授業実践コースともに模範演奏の鑑賞を行う。

(3) 演奏発表・研修発表（第2日）：

- ・実技コースは実技研修の成果について，演奏発表を行う。
- ・授業実践コースは理論・実技研修の成果について，研修発表を行う。

(4) 協議会（第2日）：

実技コース，授業実践コースともに研修の振り返りと今後の自身の講師等としての活
動に向けた意見交換を行う。（希望者による参加）

8. 参加者

(1) 参加対象者

○実技コース

①受講資格

- ・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等または，小学校，中学校，高等学校，
中等教育学校，義務教育学校並びに特別支援学校の教諭等であって，各地域で本研
修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定のある者
- ・2日間の研修に参加できる者

②受講人数

- ・各都道府県・指定都市から3～5名程度
- ・実技コースにおける実技研修の各コース定員上限（予定）

コース名	定員	コース名	定員
「箏（山田流）」	30	「邦楽囃子〔笛（篠笛）〕」	20
「箏（生田流）」		「伝統的な歌唱〔長唄〕」	20
「尺八（琴古流，都山流）」	30	「伝統的な歌唱〔謡曲〕（観世流）」	20
「三味線〔長唄三味線〕」	30	「伝統的な歌唱〔箏曲〕（山田流）」	20
「邦楽囃子〔大鼓，小鼓，太鼓〕」	30	「伝統的な歌唱〔箏曲〕（生田流）」	

○授業実践コース

①受講資格

- ・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等または、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校並びに特別支援学校の教諭等であって、校内研修や研究会等で我が国の伝統音楽を教材とした授業を公開する予定がある者
- ・和楽器等による授業を実践したことがない、または教材として扱う曲の範奏等の能力が不十分である者
- ・2日間の研修に参加できる者

②受講人数

- ・各都道府県・指定都市から1名程度（最大60名まで）

③第2希望（実技コース）

- ・授業実践コースの希望が多く参加者とならなかった者で実技コースの受講資格を満たす者は、実技コースを第2希望とすることができる。

(2) 参加手続

各都道府県及び指定都市教育委員会は参加希望者を「参加希望者名簿」に取りまとめ、推薦順位を決定の上、平成31年6月4日（火）までに、文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室宛てに報告するものとする。（別紙1 「参加希望者の報告等について」参照）

(3) 成果の還元・普及

都道府県及び指定都市教育委員会においては、参加者の成果の普及の場を設けるよう努めるものとする。また、参加者は、様々な手段・方法により、積極的に本研修会における成果を域内の学校等に普及するよう努めるものとする。

9. 参加者の決定

- (1) 文化庁は、研修参加者を決定し、6月下旬を目途に、都道府県及び指定都市教育委員会に対して、通知するものとする。
- (2) 研修参加希望者が多数の場合は、文化庁で調整の上、決定・連絡する。
- (3) 研修参加者の実技研修のコースは希望を勘案し、調整の上、決定する。

10. 授業実践事例の提出

研修の参加決定を受けた者は、実践事例等提出要領に基づき、伝統音楽の授業実践事例（小・中学校：音楽科、高等学校：芸術科に限る）を作成し、別途連絡する期日までに、都道府県及び指定都市教育委員会を通じて、文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室まで提出するものとする。

提出された資料は、本研修会の運営等の参考に資するとともに、我が国の伝統音楽に関する取組の一例として公表することがある。また、提出された資料は文化庁において取りまとめ、参考資料として本研修会の参加者に配布する。

11. その他

- (1) 本研修会は、実技コースでは実技研修、授業実践コースでは理論・実技研修を中心とするものであることを理解した上で受講すること。
- (2) 本研修会の参加後、本研修会の成果をどのように各地域に還元したかについて、報告を求めることがある。
- (3) 別紙1において報告された参加希望者の経験等に応じたクラス編成を行うが、当日の状況によりコースの変更があり得る。
- (4) 宿泊が必要な場合は各自で準備するものとする。